

科学技術政策担当大臣等政務三役と
総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合
議事概要

- 日 時 平成27年9月3日（木）9：30～10：21
- 場 所 中央合同庁舎8号館 6階623会議室
- 出席者 松本政務官、原山議員、久間議員、
小谷議員、橋本議員、平野議員
石原内閣府審議官、中西審議官、中川審議官、松本審議官
文部科学省高等教育局 常磐局長、科学技術・学術政策局 川上局長

○議事概要

○原山議員 おはようございます。科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合を開催させていただきます。

本日は、平副大臣、それから議員のほうでは内山田さん、中西さん、大西さんが御欠席でございます。

本日は議題1つでございます。「科学技術イノベーションの視点からの大学改革の検討状況等について」ということで、公開で開催させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、プレスどうぞ。

（プレス入室）

議題1．「科学技術イノベーションの視点からの大学改革の検討状況等について」について

○原山議員 早速、議題に入らせていただきます。本日は科学技術イノベーションの視点からということで、大学改革の検討状況等について、文科省から常磐高等局長、それから川上科政局長に御参画いただきまして、10分ぐらいずつですが御発表いただきます。その後、議論させていただきますので、よろしくお願ひします。

どうぞ。

<文部科学省高等教育局 常磐局長より説明>

<文部科学省科学技術・学術政策局 川上局長より説明>

○原山議員 ありがとうございます。

ここから質疑応答に入りますので、コメント、御質問などございましたら。

平野さん。

○平野議員 どうもありがとうございます。

今、説明されましたように、国立大学が法人化され、第1期、第2期と来て、第3期を控えて、特にこの第2期後半は国立大学改革加速期間であるということで、さまざまな取組をされてこられたと。その中では、例えば学校教育法や国立大学法人法を改正し、教授会の役割、学長選考の在り方が定められた。あるいは出資ができるような法律も改正していただいた。さらに、研究大学強化促進事業、スーパーグローバル大学創成支援、重点支援の枠組みの3分類ですね。そして、その延長線として、特定研究大学ということで、さまざまな取組をしていただいて、国立大学もそれに協力をしてきて、かなり改革は進んできたと思うんですね。

ただし、2点ほど気になることがあります。一つは、さまざまな取組をしていただいた、それは非常に良かったと思いますが、例えば研究大学強化促進事業であるとか、スーパーグローバル大学創成支援であるとか、それから重点支援の枠組みのための大学の3分類や、特定研究大学と、これらがどういうふうに連携しているのかよくわからない。一見、それぞれがばらばらなような気がします。どういう大きなビジョンのもとにやっているかが少し、わかりにくくなっているのではないのでしょうか。

もう一つは、学長のリーダーシップをいかに発揮すべきかについては、特に学長選考会議を実のあるものにするためには、大学から独立した第三者的なものを考えなくてはならないかという感じがします。

今度あえて特定研究大学をつくろうとされておられるが、既にもうスーパーグローバル大学のタイプAがあり、あるいは重点支援の枠組みの3分類のうち、海外大学と伍して卓越した教育研究を目指している大学が16大学あるわけですね。その中で、さらにまた特定研究大学を絞ろうということに、どういう意味があるか、どういう考えのものかということ整理していただきたい。

特定研究大学をつくる際、私はぜひお願いしたいのは、学長の選考をオープンにするとか、非常に公的なものにするとか、各大学に完全に任せておくという感じではなくて、学長選考会議を第三者的なものとするということにしないと、結局は学長のリーダーシップが発揮することはできないので、あえて特定研究大学をつくる意味がないと思います。特定研究大学にお金をつぎ込み、あるいは規制緩和をし、非常に努力をしていくことになると思いますが、世界に打って出るための学長をどうやって選ぶかということについては、今の現状は、いろいろ努力している大学もありますけれども、やはりお寒いものがあって、学長選考をちゃんとしないといけないと思います。日本の大学が世界へ打って出るように促していくためには、そこが一つの重要なキーポイントになると思います。

○常磐高等教育局長 時間も限られているので簡単に申したいと思いますが、あえてきょう、これまでの経緯も含めて御説明したのは、なぜこういういろんな改革が行われているのかということについて、ぜひ御理解いただきたいと思ひまして、これは平成24年の段階以降、実は先ほど御紹介いたしましたように、一番端的に言えば教育再生実行会議の提言というものがあつたわけですが、その中でも大学については、一つはグローバル化、もう一つは研究力強化、それからガバナンス改革というのが大きな柱だというふうに思ひます。

そういう意味で、ある種そういうグローバル化について例えばスーパーグローバル、それから研究力の強化のところは研究力強化事業、それから、あとガバナンスのところはいろいろ法改正等をさせていただいて、あるいはその3分類ということで、その中での重点支援ということで行ってきているわけですが、今、特定研究大学というのは、言ってみればそういう、これまでのシナリオの中で動いていた各個別の機能の強化に加えて、今の法人制度の枠組みの中でのそれは改革ですので、その外で規制緩和も含めていろいろ考えたときに、より、国内の大学の間での比較評価ではなくて、国際的な水準での切磋琢磨の環境の中でどういうふうに目標設定をして評価をするか。そのときに、どういう大学に自由度を与え、一方でガバナンスとか評価をしっかりと組み込んでいくかという、そういう全体の構造をより一段ステップアップさせるときに、今の法人制度の枠を超えた議論をしてみる必要があるのではないかということで、こういう御提案をさせていただいているということだというふうに理解をさせていただきます。

ですから、ガバナンスについても当然その中で議論されると思ひますので、一方で法改正の中でも、その実施状況を見ていろいろ検討していくようにというお考えもありますので、そう

いう点も十分受けとめながら、いろいろまた有識者の方々に御議論していただければというふうに思っております。

○小谷議員 御説明ありがとうございます。

国立大学もこの間、まだまだ足りないところはあるにせよ、たくさんの改革してまいりました。多くは、特に文部科学省のシステム改革プロジェクトを実施しつつ、大学としての方向性を打ち出してきました。

プロジェクトに関する課題は、システム改革や教育に関するプロジェクトの継続性です。例えば私がかかわっているものと、WPIプログラムは、世界トップレベルの研究拠点を形成し、大学のシステム改革のコアとなったにもかかわらず、10年で終了してしまいました。プロジェクトにはプロモーションの時期、これは大きな予算が必要ですが、と、それが成功したときに、定着させる時期があり、定着のためにはある程度の予算が必要です。よい成果が出た場合に、それを維持していくためのプロジェクトと合わせて考えていただかないと、せっかくいいものができてもスクラップ・アンド・ビルドになってしまいます。

教育に関しても、国際共同大学院とか、グローバルな視点の大学院が立ち上がりました。学生がキャリア形成するためには、大学院が継続していくことが非常に大切です。継続性が必要な取り組みについては、ぜひそこまで考えてプログラムを立てていただければと思います。

もう一つは、様々なプロジェクトを実施してくうえで、研究者と事務職員だけではなく、その間を取り持つマネジメント存在としてのURAがクローズアップされています。彼らに対する職階とかキャリア形成に関しては各大学が考えることとなっています。大切なことはマネジメント人材の流動性です。全国的に共通の基準がないと流動性は保てませんし、彼らのキャリアの広がりにもつながらないです。もちろん各大学の裁量も必要ですが、ある程度統一のガイドラインがあるとやりやすいかと思います。特に、今一番問題になっているのは、研究支援者が裁量労働で働くことが困難とされる点です。これは大学より上の規則ですので、御検討いただければと思います。

○常磐高等教育局長 ありがとうございます。

そういうプロジェクト型、システム改革型の競争的経費で進められてきた改革をどうやって継続するのかということ、これは非常に重要な課題だというふうに我々も認識をしております。

個別の事業について、ちょっと今ここで私が申し上げる立場でもございませんけれども、大

大きく言えばやはり一つは、そういうものが大学で受けとめられるような、一方で新陳代謝をしながら新しい組織を内在化していくような、そういう大学の中での行動をどう促進をしていくのかということがあると思います。

それから、もう一つは、これはちょっとなかなか言い過ぎなのかもしれませんが、大きな流れとして日本の大学を、やはり自立して国際的に戦えるものとしようということであれば、ある意味、その外づけのところでグリップをしていくだけではなくて、大学がある程度自由度を高く使えるような、そういう方向での、例えば我々が国立大学の運営費交付金を増額要求しているのもそういうことでございますし、また、間接経費についていろいろ御配慮をお願いしたいというのもそういうことなので、そういう方向で大学自身がやっぱり、もちろんその内部、いろいろな統制もしていかなければいけませんけれども、自立を求めるのであれば、そういうところについても御配慮いただくことによって、受けとめる余地を拡大していくということも必要なかなというふうに思っております。

○小谷議員　もちろん大学がそれぞれ魅力を持った大学に育っていかなくてはなりませんし、大学の教育研究等に関して、独自のビジョンの下に自立性を維持すべきですので、基本は大学であるということはよく認識しています。

○川上文科省科学技術・学術政策局長　もう一点のURAの件ですけれども、URAの重要性をずっと私どももうたってきております。リサーチ・アドミニストレーター協議会というのが設立され、ちょうど一昨日、第1回の年次大会が信州大学であったので行ってきたわけなのですが、もちろんURAを多くのところに拡大していくために、まずやらなければいけないこととして取り組んできましたのは、スキル標準を明確化して、それに対して研修も充実をさせていくということをやってきました。そして今、大学等に促しておりますのは、URAを、その大学において教員と事務職員しかないという、そういうところにおいて第3の職種として明確に位置づけることによって、地位をまず確立をし、そして、能力のある人たちに対しては一定の雇用の安定性ということで、例えば定年制への移行とかいうようなことも求めていくということをやってきています。

そして、その一昨日は、それにさらにもう一つ求めまして、URAの業務がどうしてもプレアワードのところはかなり限定をされているので、ポストアワードとか産学連携といった、従来の産学官連携コーディネーターであるとか、それから知財管理者というような形でまだ業務が分かれているものの、やはりなるべく業務範囲を広げてマスをふやしていくということを目指して

めてきています。

そういう先に、恐らく人材の流動性ということも埋め込まれていくのだろうとっておりまして、当然のことながら、流動性を持ちながら、ある一定の雇用安定性を図りつつ、地位を確立していくという、こういう方向で取り組んでいきたいというふうに思っています。

○橋本議員 どうもありがとうございます。

今後の課題として挙げられていた特定研究大学と卓越大学院、それから卓越研究員に関して、私のお願いというか、希望を少し述べさせていただきたいと思います。

まず卓越大学院と卓越研究員ですが、これはいずれも、きょういらしていただいているお二人の局長の、その2つの局の連携が極めて重要だというふうに思っております。連携というものは結局、予算立ての話になるのだと思うのですけれども、そこを、きょう偶然にもこのお二人の重要な局長が共にいらしているので、ぜひ来年度の予算も、これらの制度設計に当たっては、両局をまたいだ形のものをつくっていただきたいというふうに、強くお願いしたいと思います。

次に特定研究大学に関しまして、御紹介いただいたように、過去、国立大学では随分改革をいろいろしてきましたが、特に、きょう初めてこういう場でお話しいただいたと思うのですけれども、3分類の中でこのように、86国立大学の各大学がみずから手を挙げてきたと、これはもう画期的なことだと思うのです。それに対して、文部科学省のほうでも御紹介があったように、概算要求で増額要求をしながらこれを加速していくという方向であるようですので、ぜひそれは進めていただきたいし、そういう意味で大きな進展があるというふうに思います。

また、何で特定研究大学をつくる必要があるかですが、大学がみずから改革していくことにおいて、まだまだ足りない部分があるということは、皆さん共通した認識であるかと思っています。

なぜできないかという、2つのことがあると思っています。1つは制度的な問題で、やはり今の制度の中、それは法制度の中でのということになるのだと思うのですが、それによってできないことがあるということです。

もう1つは、大学の文化だと思うのです。これは先ほど平野先生がおっしゃったように、例えば学長選考をオープンにすることなどは、制度的にはできるようになっていても、実質はなかなかできない。

それから、もう一つ、教員の平等です。これは極めて本質的に重要な大学における文化なの

ですが、その平等さがうまく使われていないところもある。具体的には、大学における教育と研究という2つの大きなミッションがあったときに、この2つのミッションをみんなが平等に持っている。これが果たしてよいのだろうかということに対して、いろいろな議論がありますが、これを自分たちで変えていこうと思っても、やはり今の文化の中ではなかなか難しいのです。あるいは研究大学であれば、学部定員は減らして大学院にもっと集中するというのも重要だと思って、何度もこういうことは議論されるのですが、結局いかない。これは、やはりこの、学内における教員内での平等ということがすごく大きな文化としてあって、それが一つの大きな原因なのだと思います。

今度の特定研究大学においてはぜひ、この制度と大学の文化を理想的なものに変えていく、つまり、国際的なグローバルな環境の中で研究大学として競争していくための理想的な形をみんな考えて、それをつくっていただきたい。

だから、大学の文化に対してはそういう高いハードルを設け、あわせて、その高いハードルを越えたところに対しては制度のほうも緩和するという、この2つの方法で、ぜひとも理想的なものをつくっていただきたいというふうに強く思います。

以上です。

○常磐高等教育局長 その点は、まさに御指摘のとおりで、我々の理想的なものを目指していきたいというふうに思っています。

その中で一つ、今のような国内的なそういう、例えば平等とか文化ということを変えるとすれば、やはり一つ、一番有力なのは国際的なある種の人材、きれいに言えば人材の流動性、もう少し厳しく言えば人材のある種争奪戦も含めて、そういう国際標準ということと照らしたときに、日本が本当にその研究と教育の割合であったり、その大学の先生方の勤務の仕方であったり、そういうところが本当に国際的な通用性を持って戦える環境にあるのかどうかということ突き詰めていくということも一つの手かなというふうに思いますので、制度設計に当たって、またいろいろお知恵をいただければありがたいというふうに思っております。

○平野議員 ちょっと繰り返しになりますけれど、今のことに関して、日本の国立大学の最大の弱点は、組織の力の最大化ができないことですね。その組織の力をいかに最大化するかというところは、学長をどうやって決めるかということにかかわると思うんですね。

だから、特定研究大学をつくるのであれば、学長選考会議というものを公的なものにするということは、非常に重要だと思います。

○久間議員 常磐局長のご説明についてですが、8ページに国立大学の機能強化推進の分類があります。また21ページにこれからの3つの重点分類、それから特定研究大学構想がありますが、これらの関係をもう少しわかりやすく説明してもらいたいです。

それぞれ分類した後、どういう支援をしていくのか、成果をどのように評価するか、具体的な説明を今後していただきたいと思います。

それから川上局長がご説明されたほうですが、産官学連携の中で、企業からの資金や人材の導入は本当に重要だと思います。産官学連携が本格的に動けば、産業界は将来への備えや現在抱える技術的課題は解決できるし、官も学も産業界への貢献が明確になるし、研究資金や間接費の確保にも繋がると思います。

しかし、こういう話は過去にも出ていますが、なかなか大きな成果は出ないし、実現のための具体策がない。企業も変わらなくてはいけないのですが、大学の研究者の意識改革も必要です。それから産官学をつなぐ連携コーディネーターのクオリティをどうやって上げるか、が一つのポイントだと思います。これらの具体策をぜひ考えていただきたいと思います。

○常磐高等教育局長 久間先生、ありがとうございます。

まさに御指摘のとおりで、改革を積み重ねている中で、なかなか全体像が見えにくくなっているということがございます。ただ、その中で各大学、本当にその国大協も含めて、その今の状況の中で、学問の進展、社会の変化の中で、第3期に向けて変わっていかねばいけないというすごく強い意識を持っていて、かつ、こういう具体化も進めていただいているので、それを受けとめている文部科学省のほうでしっかりと説明をして、こういうCSTIの場も含めて御理解をいただいて、各大学の改革をしっかりと応援できるような、そういう機運をぜひつくっていただけるように努力したいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○川上科学技術・学術政策局長 ありがとうございます。

そうは言うものの、黄金則があるわけではないものですから、一つ一つトライをしていきたいと思います。

ここの今度の新しい予算要求の肝は、大学がやはり組織として産学連携を、いわゆる産業界に対して何が提供できるかということ、しっかりとつくり上げるということにあるかと思えます。これまでは、個人の研究成果を企業に提案をして、それで産学連携をやるということから、組織として一体何ができるのかという、その未来までも含めて提案をすることによ

って、民間企業との関係を強化をすることという、極めて抽象的なことだけ申し上げるところでございます。そのもとで具体的にどうするか、各大学の取り組みをよく見て、支援をしていきたいというふうに思います。

それから、橋本先生の、両局の間でございますけれども、当然のことながら行政の目的と行政の対象は違うわけでありまして、その中において、大学というのは本当に、私のほうから見ると大学というのは極めて重要な研究戦力ですので、そこがしっかりと機能する、高度になるように、高等教育局と連携を本当にしっかりととりまして、取組んでいきたいとしたいと思います。

その題材として、今、御指摘の卓越研究員制度の創立というのがありますので、これについては従来から、構想段階から高等局と十分やっておりますし、運用に当たっては高等局として連携してやっていきたいとしますので、御指摘をきちんと承っておきたいというふうに思います。

○橋本議員 卓越大学院のほうもよろしくお願いします。

○原山議員 今の議論の中なんですけれども、一つ、民間の資金というのが重要であると同時に、民間のファンデーションの役割も非常に大きいと思っております。アメリカのまた例になって、スタンフォードなんですけれども、スタンフォードの中でMOT教育のプログラム、それから実践型のアントレプレナーシップでベンチャーを興すという、全ての一連のプロセスをどうするかという、そのプログラムをつくることにコフマンファンデーションがお金をつけて、その拠点がリーダーシップをとった形でアメリカのさまざまな大学と連携して、それをまたアメリカだけではなく、ヨーロッパ、それからアジアに広げていったと。その辺の一番のスタートポイントに民間のファンデーションのお金があった。その辺も考えるのが一つかなというのがあります。

それから、さまざまな機能、歴史的な背景があって、全体像がわかったというのは非常に有益だと思いますが、そこからの印象というのが、ある種の個別解にとどまっているところがあって、個別解を大学のほうもインセンティブを与えられながら対応してきたと。そこで、それを全体として再度、構成する、消化する時間というのが与えていなかったというのが問題で、いつまでもその時間を与えずにして続けるのかというのが大きなところなんです。これが大きな課題だと思っております。

それから、先ほど小谷さんが御指摘になったWPIなど、非常に評価の高いものがあるのですが、外からですね、日本国内に留まらなくて。問題は、数年でそのブランディングができた

ところでブランドそのものがなくなってしまうという、これまでの過去の経験があります。ですので、必ずしも制度の継続というのは、予算をつけるだけではなくて、予算を縮小したっていいんだけど、その枠組みそのものをどうやって生かしていくか。それから、対外的なレピュテーションをつくったときに、それを壊すのは簡単なんですけれど、再構築するのは難しいので、その継続性をどうするかということは真剣に考えないともったいないことだと思います。

それから、先ほどの特定大学なんですけれども、既存の国立大学法人という制度の枠組みを超えたところでトライしないと、それは非常にいわゆる制度に対するチャレンジであって重要なんですけれども、であるがゆえに、この制度設計はすごく難しいことだと思うんですね。そこで、多分、示唆に値するのがOISTであって、OISTの発端というのは、日本の国立大学の制度の中ではできないことがいっぱいあると。理想像に近づけた大学というものをトライしようというのが、あそこの出発点だったと認識しております。それで今日に至るわけであって、その社会実験、お金もかかっていますけれども、価値のある社会実験だと思っていて、そこから何を学ぶかというのがないと、これまでどおりメモリスの改革になってしまう。それだけは絶対避けていただきたいと思います。

本当に時間をオーバーして申しわけないんですけれども、本日、本当に貴重な御意見いただきましたし、今後の我々のイシューというのは本当に共同体制で、ばらばらではない政策を打っていただくということですので、今後とも引き続きこのような場をつくっていきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議は終了いたします。

以上